

障害補償給付																																																																							
障害補償年金		障害補償一時金		障害補償年金前払一時金		障害補償年金差額一時金																																																																	
支給要件	業務上負傷し、又は疾病にかかり治ゆたときに、 障害等級第1級～第7級 に該当する障害が残った場合		業務上負傷し、又は疾病にかかり治ゆたときに、 障害等級第8級～第14級 に該当する障害が残った場合		次の①・②の要件に該当すること ① 障害補償年金の受給権者 であること ②同一の事由に関し、障害補償年金前払一時金を請求していないこと		次の①・②の要件に該当すること ① 障害補償年金の受給権者 が死亡した場合 ②既に支払われた 障害補償年金及び障害補償年金前払一時金 の合計額が障害等級に応じて定められている額に満たないとき																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等</th> <th>支給額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1級</td><td>給付基礎日額の313日分</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>給付基礎日額の277日分</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>給付基礎日額の245日分</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>給付基礎日額の213日分</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>給付基礎日額の184日分</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>給付基礎日額の156日分</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>給付基礎日額の131日分</td></tr> </tbody> </table>		障害等	支給額(年額)	第1級	給付基礎日額の 313日分	第2級	給付基礎日額の277日分	第3級	給付基礎日額の245日分	第4級	給付基礎日額の213日分	第5級	給付基礎日額の184日分	第6級	給付基礎日額の156日分	第7級	給付基礎日額の 131日分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等</th> <th>支給額(一時金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第8級</td><td>給付基礎日額の503日分</td></tr> <tr><td>第9級</td><td>給付基礎日額の391日分</td></tr> <tr><td>第10級</td><td>給付基礎日額の302日分</td></tr> <tr><td>第11級</td><td>給付基礎日額の223日分</td></tr> <tr><td>第12級</td><td>給付基礎日額の156日分</td></tr> <tr><td>第13級</td><td>給付基礎日額の101日分</td></tr> <tr><td>第14級</td><td>給付基礎日額の56日分</td></tr> </tbody> </table>		障害等	支給額(一時金)	第8級	給付基礎日額の 503日分	第9級	給付基礎日額の391日分	第10級	給付基礎日額の302日分	第11級	給付基礎日額の223日分	第12級	給付基礎日額の156日分	第13級	給付基礎日額の101日分	第14級	給付基礎日額の 56日分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等</th> <th>上限額(一時金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1級</td><td>給付基礎日額の1340日分</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>給付基礎日額の1190日分</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>給付基礎日額の1050日分</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>給付基礎日額の920日分</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>給付基礎日額の790日分</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>給付基礎日額の670日分</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>給付基礎日額の560日分</td></tr> </tbody> </table>		障害等	上限額(一時金)	第1級	給付基礎日額の 1340日分	第2級	給付基礎日額の1190日分	第3級	給付基礎日額の1050日分	第4級	給付基礎日額の920日分	第5級	給付基礎日額の790日分	第6級	給付基礎日額の670日分	第7級	給付基礎日額の560日分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等</th> <th>上限額(一時金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1級</td><td>給付基礎日額の1340日分</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>給付基礎日額の1190日分</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>給付基礎日額の1050日分</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>給付基礎日額の920日分</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>給付基礎日額の790日分</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>給付基礎日額の670日分</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>給付基礎日額の560日分</td></tr> </tbody> </table>		障害等	上限額(一時金)	第1級	給付基礎日額の 1340日分	第2級	給付基礎日額の1190日分	第3級	給付基礎日額の1050日分	第4級	給付基礎日額の920日分	第5級	給付基礎日額の790日分	第6級	給付基礎日額の670日分	第7級
障害等	支給額(年額)																																																																						
第1級	給付基礎日額の 313日分																																																																						
第2級	給付基礎日額の277日分																																																																						
第3級	給付基礎日額の245日分																																																																						
第4級	給付基礎日額の213日分																																																																						
第5級	給付基礎日額の184日分																																																																						
第6級	給付基礎日額の156日分																																																																						
第7級	給付基礎日額の 131日分																																																																						
障害等	支給額(一時金)																																																																						
第8級	給付基礎日額の 503日分																																																																						
第9級	給付基礎日額の391日分																																																																						
第10級	給付基礎日額の302日分																																																																						
第11級	給付基礎日額の223日分																																																																						
第12級	給付基礎日額の156日分																																																																						
第13級	給付基礎日額の101日分																																																																						
第14級	給付基礎日額の 56日分																																																																						
障害等	上限額(一時金)																																																																						
第1級	給付基礎日額の 1340日分																																																																						
第2級	給付基礎日額の1190日分																																																																						
第3級	給付基礎日額の1050日分																																																																						
第4級	給付基礎日額の920日分																																																																						
第5級	給付基礎日額の790日分																																																																						
第6級	給付基礎日額の670日分																																																																						
第7級	給付基礎日額の560日分																																																																						
障害等	上限額(一時金)																																																																						
第1級	給付基礎日額の 1340日分																																																																						
第2級	給付基礎日額の1190日分																																																																						
第3級	給付基礎日額の1050日分																																																																						
第4級	給付基礎日額の920日分																																																																						
第5級	給付基礎日額の790日分																																																																						
第6級	給付基礎日額の670日分																																																																						
第7級	給付基礎日額の560日分																																																																						
給付額	※毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に分けて支給される		※一時金として一括で支給される		※障害補償年金に係る障害等級に応じた上表の金額を限度として、一定の額が請求者の選択により支給される		※障害補償年金に係る障害等級に応じた上表の額と、既に支給された障害補償年金及び障害補償前払一時金の額の合計額との差額が支給される																																																																
	<p>・併合 同一の事故によって障害の系列を異にする身体障害が2以上ある場合は、重い方の身体障害の該当する障害等級とする。</p> <p>・併合繰り上げ 同一の事故によって障害の系列を異にする第13級以上の身体障害が2以上ある場合は、重い方の身体障害の障害等級を1～3級繰り上げて、当該身体障害の障害等級とする。 ・第13級以上に該当する障害が2以上ある場合 → 重い方を1級繰り上げ ・第8級以上に該当する障害が2以上ある場合 → 重い方を2級繰り上げ ・第5級以上に該当する障害が2以上ある場合 → 重い方を3級繰り上げ</p> <p>・併合繰り上げの例外 第9級と第13級の障害が残った場合、492日分の障害補償一時金が支給されることとなる。</p> <p>・加重 既に身体障害のあったが、業務上の負傷又は疾病によって、同一の部位について障害をさらに重くした場合(以下「加重」という)の障害補償給付の額は、加重された身体障害の該当する障害等級の支給額から、既存の身体障害の該当する障害等級の支給額を控除して得た額となる。ただし、既存の身体障害が第8級以下(障害補償一時金)であって、加重して第7級以上(障害補償年金)になった場合は、現在の身体障害の該当する障害等級に応じた障害補償年金の支給額から既存の身体障害の該当する障害等級に応じた障害補償一時金の25分の1を控除して得た額となる。</p> <p>・変更 障害補償年金を受ける労働者の障害の程度が自然的経過によって増進又は軽減したため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金が支給される。</p>		<p>・障害補償年金前払一時金の請求は、同一事由に関し、1回限り行うことができる。</p> <p>・請求 (原則)障害補償年金の請求と同時に行わなければならない (例外)障害補償年金の支給決定の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該障害補償年金の請求後においても請求することができる</p> <p>・支給停止 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、同一の支給事由による障害補償年金は、その後各月に支給されるべき額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給が停止される。</p>		<p>・受給資格者と受給権者 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次の①～⑫の者とされ、そのうちの最先順位者が受給権者となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた次の者</td> </tr> <tr> <td>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていなかった次の者</td> </tr> <tr> <td>⑦配偶者 ⑧子 ⑨父母 ⑩孫 ⑪祖父母 ⑫兄弟姉妹</td> </tr> </table> <p>・受給権者が2人以上いる場合には、その額をその人数で除して得た額となる。</p> <p>・次の①又は②に該当する者は、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族とされない。 ①労働者を故意に死亡させた者 ②労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって障害補償年金差額一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者</p>		労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた次の者	①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹	労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていなかった次の者	⑦配偶者 ⑧子 ⑨父母 ⑩孫 ⑪祖父母 ⑫兄弟姉妹																																																													
労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた次の者																																																																							
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹																																																																							
労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていなかった次の者																																																																							
⑦配偶者 ⑧子 ⑨父母 ⑩孫 ⑪祖父母 ⑫兄弟姉妹																																																																							
その他																																																																							